

プロポーザル方式の事業者選定に係る運用の変更について

杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき設置する選定委員会及び選定会議（以下「選定委員会等」という。）について、以下の通り、運用の一部を変更することとしましたので報告いたします。

1 運用の変更の経緯

令和6年6月に施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）の適切な導入・運用を図るため、「施設運営パートナーズ制度導入・運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定した。当該ガイドラインにおいては、プロポーザル方式での事業者選定に当たり、透明性・公正性の確保や区民への説明責任を果たすため、指定管理者の選定に当たっての考え方や留意点等も整理したところである。さらに同ガイドラインの内容を踏まえ、同年7月に「契約事務の手引き」においてプロポーザル制度の運用に係る内容についても改定を行った。

その後も、区政イノベーション本部の下に設置した「公共調達のあるり方検討部会」においてプロポーザルの運用についてさらに研究・検討を重ね、一層の透明性・公正性を確保するための情報公開のあるり方や、選定委員と応募事業者との利害関係などについて整理を行い、この度、運用の一部を変更することとした。

2 プロポーザル運用における変更点について

別紙のとおり

3 適用開始時期

令和7年4月1日以降に第1回の選定委員会等を開催するプロポーザルから適用する。

プロポーザル運用における変更点について

1 情報公開のあり方

企画提案書の公表	○原則として応募事業者全員の企画提案書の概要版の提出を参加条件に付し、審査後、その概要版を区 HP で公表することとする。ただし、区のセキュリティに関すること等、公表することが適切でないと選定委員会で判断した案件は委員会の決定により非公表とすることができる。 ○企画提案書の概要版には最低限記載すべき項目として以下の内容をプロポーザル実施要領で指定することとする。 ①受託業務に対する考え方（取組姿勢）・提案内容の全体像（企画提案書の評価項目の大項目部分に関する内容を含む） ②提案によって期待される効果
応募事業者名の選定委員への公表	これまで審査中は事業者名を匿名としていたが、審査の質の向上や選定委員の利害関係者把握などの観点から実名で審査する。

2 選定委員と応募事業者との利害関係

利害関係者に該当する 応募事業者の対象者の 範囲	原則として以下のいずれかに該当する者とする。 ①応募事業者の代表者・役員 ②当該プロポーザル事業の担当者 ③上記①②に該当する者の家族
利害関係の対象となる 「家族」の範囲	利害関係の対象となる「家族」の範囲は下記の範囲とする。 ①配偶者（事実婚含む） ②3親等以内の親族 ③（上記①②以外の）同居の親族 ※上記の範囲外であっても利害関係の疑いがあるものについては個別に委員会で判断する。
家族・友人等の関係に該当する場合	○現に関係がある場合は利害関係があるとみなす。 ○過去に関係があった場合は、選定委員からの申告を基に、連絡の有無や感情的な関係などを踏まえ、現在の影響力の度合い等を勘案し判断する。 ○利害関係とみなす可能性があるのは、原則として選定委員本人及びその家族とする。

上司と部下の関係、師弟関係に該当する場合	○現に関係がある場合は利害関係があるとみなす。 ○過去に関係があった場合は、選定委員からの申告を基に、連絡の有無や感情的な関係などを踏まえ、現在の影響力の度合い等を勘案し判断する。 ○ただし、師弟関係といっても単に大学教授と教え子という関係に過ぎない場合は、利害関係が有るとは判断しない。 ○利害関係とみなす可能性があるのは、原則として選定委員本人のみとする。
雇用関係に該当する場合	○現に関係がある場合は利害関係があるとみなす。 ○過去に関係があった場合は、退職の日から起算して3年間は利害関係者とみなす。 ○利害関係とみなす可能性があるのは、原則として選定委員本人及び生計を一にする家族とする。
契約・債権債務・競争関係に該当する場合	○現に契約の履行期間中や、金銭の債権債務関係がある場合は利害関係があるとみなす。 ○過去の契約・債権債務・競争関係については、直近3年間であれば対象とする。その期間を超える場合は原則として対象外とするが、その場合でも取引の頻度や関係性の深さにより対象となる場合がある。 ○利害関係とみなす可能性があるのは、原則として選定委員本人及び生計を一にする家族とする。
応募事業者の株主に該当する場合	○現に選定委員本人及びその家族が株主であり、応募事業者への支配力を有する場合（例：保有比率5%以上の株主。ただし実態を把握した上で判断）は、利害関係があるとみなす。 ○利害関係とみなす可能性があるのは、原則として選定委員本人及び生計を一にする家族とする。
利害関係の確認方法	これまでは応募事業者名を伏せていたため、確認が難しかったが、今後は選定委員に応募事業者名を公表することで、事前に上記の内容を含めたチェックシートを選定委員に記入してもらい、利害関係の有無について申告してもらう。

3 その他

区内事業者への加点	応募事業者が区内事業者の場合、受注機会の確保の観点から、新たに区内事業者点として加点することとする。
------------------	---